

令和4年度 第1回東海農政局農業農村整備等事業技術検討会における委員からの指摘と対応

委員名	指摘(質問)	対応(回答)
平松委員	＜事業計画の重要な部分の変更の必要性の有無＞ ・事業費増高の説明資料は、評価資料の中には入らないのか。県営事業では、事業費が増高した場合、増高内容(額、理由)を公表しているところもある。事業の透明性の確保という観点から、今回の費用増高内容についても、増高内容を公表した方がよいのではないか。	本事業に着手以降、事業実施における地元調整や現況施設の精査(調査)に伴い、堆積土砂の運搬道路の追加や施設の整備内容の見直しの必要が生じ、事業費については、当初事業費25億円から42億円(+17億円)となったが、「総事業費の改定後においても、事業実施後の組合員負担が事業を実施しない場合より増えないこと(土地改良法施行規則第67条の6第2項)」の要件を満たし、かつ、同項の規定による「重要な部分」について変更がないことから、関係機関の同意及び土地改良区の総代会の議決を得た上で事業を継続している。 このため、指摘を踏まえ以下の該当部分を修正します。 資料2-P2、資料3-P20、資料4-P25,26 【事業計画の重要な部分の変更の必要性の有無】 3 その他の重要な部分の変更 本地区では、事業実施における地元調整及び現況施設の精査により、整備内容の見直しを行い総事業費が現計画の2,500百万円から4,225百万円に増加しているが、土地改良法施行規則第67条の6第2項の規定による重要な部分について変更がないため、事業計画変更の要件に該当しない。
水谷委員	＜費用対効果分析の基礎となる要因の変化＞ ・費用対効果の算出について、安濃ダムは治水目的のダムではないが、治水目的に該当するような運用がなされているとのこと。それに対する効果も相当あると思われるので、何らかのコメントをしておく方がよい。	三重県が管理運用している安濃ダムでは、現地調査において説明があったとおり、安濃川の下流域への洪水の軽減を図るため、利水者の理解の下、農業用水の利用に支障のない範囲内で管理水位の設定(H2)や事前放流の対応(H24)を行っています。 このため、指摘を踏まえ以下の部分を追記します。 資料2 P3 (4)災害防止の動向 「安濃ダムでは、農業用水の利用に支障のない範囲内で管理水位の設定や事前放流によって、下流域への洪水被害の軽減が図られている。」
飯尾委員	＜評価項目のまとめ(案)＞ ・異常気象に対応した防災(洪水、砂防)対策への取り組みやウクライナへのロシアの侵攻を踏まえた場合の食糧安保という観点なども含め、これらにも対応している事業であるというようなコメントも必要。	現地調査において担い手農家からは、世界情勢に伴う肥料や燃料費の高騰による影響が出ており、今後の農業生産に支障が生じることが懸念されるとの発言がありました。農業農村整備事業は、国民への食料の安定供給の確保、農業・農村の多面的機能の十分な発揮等に貢献することを目的に実施しており、本事業は、その一環として、農業生産の基礎となるダム、頭首工、用水路等の基幹施設について、老朽化や地域条件の変化等によって機能低下がみられる施設について、施設機能の維持・保全、施設の長寿命化を図るための整備を行うものです。 このため、指摘を踏まえ以下の部分を追記します。 資料2-P4、資料4-P51 評価項目のまとめ 「近年の世界情勢等に伴い食料の安定供給の確保に対する国民からの要請は強く、食料の安定供給の確保、農業・農村の多面的機能の十分な発揮等に貢献する農業農村整備事業の役割は更に重要となっている。」